



みんなで読める

かながわけん
神奈川県

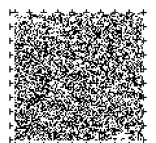
とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

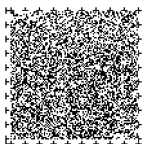
い しゃかい め ぎ
～ともに生きる社会を目指して～

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月24日

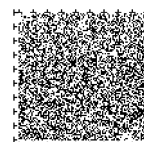
じょうれい とどうふけん しちょうそん たいせつ き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです



ぜんぶん 前文	1
だい じょう もくてき 第1条 目的	4
だい じょう ていぎ 第2条 定義	5
だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念	7
だい じょう けん せきむ 第4条 県の責務	8
だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携	9
だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務	9
だい じょう しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ せきむ 第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務	10
だい じょう きほんけいかく さくてい 第8条 基本計画の策定	10
だい じょう きほんけいかく さだ しさく 第9条 基本計画に定める施策	11
だい じょう い し けっていしえん すいしん 第10条 意思決定支援の推進	14
だい じょう しょうがいしゃ けんりようご 第11条 障害者の権利擁護	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいとう きんし 第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ かん そうだん じょげんとう 第13条 障害を理由とする差別に関する相談、助言等	16
だい じょう しゃかいてきしょうへき じょきよ 第14条 社会的障壁の除去	17
だい じょう ぎゃくたいとう ぼうし 第15条 虐待等の防止	18
だい じょう ぎゃくたい そうきはっけんとう 第16条 虐待の早期発見等	18
だい じょう しょうがいしゃ かぞくとう たい しえん 第17条 障害者の家族等に対する支援	19
だい じょう しょうがいふくし かか せいさくりつあんかてい しょうがいしゃ さんか すいしん 第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進	19
だい じょう しょうがいしゃしゅたい かつどう そくしん 第19条 障害者主体の活動の促進	20



だい じょう しょうがい しょうがいしゃ しょうがいしゃ しえんたいせい せいび	第20条 生涯にわたる障害者への支援体制の整備	21
だい じょう こうれいしゃしきとく れんけい	第21条 高齢者施策等との連携	21
だい じょう しえんしゆほう かん ちょうさけんきゅう	第22条 支援手法に関する調査研究	22
だい じょう ちゅうかくてき やくわり にな きよてん せいび	第23条 中核的な役割を担う拠点の整備	22
だい じょう ちいきかん きんこう	第24条 地域間の均衡	23
だい じょう じりつしえんきょうぎかい かつどう すいしんとう	第25条 自立支援協議会の活動の推進等	24
だい じょう じんざい かくほ いくせいとう	第26条 人材の確保、育成等	25
だい じょう ざいせいじょう そち	第27条 財政上の措置	26
ふそく	附則	26
さんこうしりょう	参考資料	
しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ	・ 障害福祉サービス提供事業者について	27
い しゃかい けんしょう	・ とともに生きる社会かながわ憲章	29
とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん	・ 当事者目線の障がい福祉実現宣言	30
いっしょ かんが めんばー	一緒に考えたメンバー	32



ぜんぶん 前文

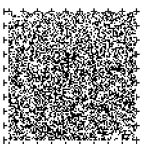
とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい りゆう 当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由



へいせい ねん (2016年) 7月 26日に、かながわけんりつ しょうがいしゃしえん
平成28年(2016年)7月26日に、神奈川県立の障害者支援
しせつ つく い えん めい うば かな じけん
施設津久井やまゆり園で、19名のいのちが奪われる、悲しい事件が
お しょうがい ひと かぞく かな
起きました。障害のある人や家族だけではなく、みんなが悲しくなり、
しんぱい きも
心配な気持ちになりました。

かながわけん つく い えんじけん かな じけん にど
神奈川県は、津久井やまゆり園事件のような悲しい事件が二度と
お
起きないようにするため、へいせい ねん (2016年) 10月に、かながわけん
議会と一緒「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。「と
い しゃかい けんしょう かながわけん たいせつ かんが かた
もに生きる社会かながわ憲章」は、神奈川県が大切にする考え方で
す。

かながわけん つく い えんじけん しょうがいしゃ
神奈川県では、津久井やまゆり園事件のあと、これまでの障害者
しえんしせつ にゆうしよしせつ しえん かくにん しょうがいしゃしえん
支援施設(入所施設)の支援のことなどを確認して、障害者支援
しせつ にゆうしよ ひと よ しえん かんが
施設などに入所している人にもっと良い支援ができないか考えてき
ました。



これまで、施設側が安全を一番大事にするという理由で、入所している人の部屋に鍵をかけて外へ出られないようにするなどの対応があったことが分かりました。

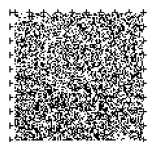
良い支援の方法を考えたところ、障害のある人の気持ちを大切に
にして、本人がしてほしいと思っている支援をするためには、本人の
立場に立つことが大事だと、改めて気付きました。

神奈川県は、障害のある人たちと何度も話し合い、思いや望んで
いることなどをよく知ろうとしました。

神奈川県は、障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて
思いや望みを聞き、本人の立場に立った支援をすることが、障害の
ある人だけではなく、周りにいる人たちみんなが幸せに生活できる
「当事者目線の障害福祉」になると考えました。

神奈川県は、令和3年(2021年)11月に「当事者目線の障がい
福祉実現宣言」を発表して、これからは「当事者目線の障害福祉」に
していくと約束しました。

日本の障害福祉は、昭和56年(1981年)の国際障害者年から、
障害のある人みんなが、自立や社会参加ができる社会を目指してき
ました。そして、障害者基本法が直され、障害者差別解消法などが
作られ、平成26年(2014年)に障害者権利条約を守ると日本は
約束しました。



しかし、すべての障害のある人が自分らしく暮らせる社会は、まだ
つくりません。

神奈川県は、みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目標に、
県民、事業者と神奈川県が協力して取り組める仕組みをつくる
必要があると考えました。

神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくことで「とも
に生きる社会かながわ憲章」が目標にしている社会をつくること
できると考えました。

そのための大切な決まりとして、神奈川県は「当事者目線の障害
福祉推進条例」をつくって、「当事者目線の障害福祉」を進めるため
の基本的な内容を決めました。

ことば せつめい
【言葉の説明】

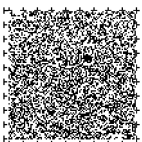
けんみん … 神奈川県に住んでいる人のことです。

じぎょうしゃ … 神奈川県にあるお店や会社のことです。

ことば せつめい
【言葉の説明】

しょうがい ひと ひとり … 障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き

… 障害のある人、一人ひとりの気持ちや考えを受け止めることです。



第1条 目的

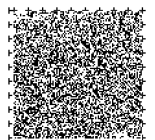
この条例をつかった目的



「当事者目線の障害福祉推進条例」には、「当事者目線の障害福祉」を進めるための大切な考え方を書いています。

神奈川県、県民、事業者がすることを明らかにして、「当事者目線の障害福祉」を進めるために必要なことを書いています。

「当事者目線の障害福祉推進条例」は、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくことを目的にしています。



だい じょう ていぎ 第2条 定義

とうじしゃめせん しょうがいふくすすいしんじょうれい で ことば いみ
当事者目線の障害福祉推進条例に出てくる言葉の意味



(1) 「障害」とは、「障害のある人」とは

しょうがい しょうがいしゃきほんほう か しょうがい
「障害」とは、障害者基本法に書いてある障害のことです。

しょうがい ひと しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ
「障害のある人」とは、障害者基本法に書いてある障害者のこと
です。

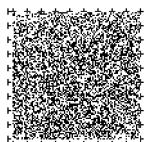
ことば せつめい 【言葉の説明】

しょうがいしゃきほんほう … しょうがい ひと かんけい にほん たいせつ き
障害者基本法 … 障害のある人に関する日本の大切な決まりのこと
です。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしん
障害者基本法に書いてある「障害」 … 身体障害、知的障害、精神
しょうがい はったつしょうがい ふく なんびょう た しょうがい
障害(発達障害も含みます)や、難病などその他の障害のことです。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ しょうがい しゃかいてきしょうへき
障害者基本法に書いてある「障害者」 … 障害や社会的障壁があっ
て、生きにくさを感じている人のことです。

しゃかいてきしょうへき しょうがい ひと い げんいん
社会的障壁 … 障害のある人の生きにくさの原因となるすべてのこと
です。



(2) 「当事者目線の障害福祉」とは

「当事者目線の障害福祉」とは、次のことです。

- ・ 障害のある人に関係するすべての人が、本人の気持ちになつて考えることです。
- ・ 本人の望みと願いを大事にすることです。
- ・ 障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

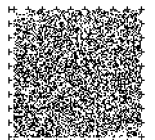
(3) 「意思決定支援」とは

「意思決定支援」とは、障害のある人の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

(4) 「障害福祉サービス提供事業者」とは

「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害のある人が困っていることをサポートする事業所のことです。

障害福祉サービス提供事業者について、27ページに詳しく説明しています。



だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念

とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ かんが かた
当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方



とうじしゃめせん しょうがいふくし すす か
「当事者目線の障害福祉」を進めるときは、(1)から(6)に書いてあることを大事にします。

(1) すべての^{けんみん} 県民が、^{ひと} 人として^{たいせつ} 大切にされること。

^{じぶん} 自分の^い 生き方を^{かた} 自分で^{じぶん} 決められること。

^{じぶん} 自分が^{たいせつ} 大切にしている^{かんが} 考え方を^{かた} 大事に^{だいじ} されること。

(2) 障害のある^{しょうがい} 人が、^{ひと} 自分のことは^{じぶん} 自分で^{じぶん} 決められるようにすること。

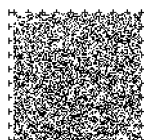
(3) 障害のある^{しょうがい} 人が、^{ひと} 住みたいと思う^す 場所で、^{おも} 自分らしく^{ぼしよ} 暮らす^{じぶん} ことができ^く るようにすること。

(4) 障害のある^{しょうがい} 人の^{ひと} 性別、^{せいべつ} 年齢、^{ねんれい} 障害の^{しょうがい} 様子、^{ようす} 生活に^{せいかつ} 合わせて、^あ 周り^{まわ} の人たちが^{ひと} 協力し、^{きょうりよく} 本人が^{ほんにん} 活躍^{かつやく} できるようにすること。

(5) 障害のある^{しょうがい} 人だけではなく、^{ひと} 周り^{まわり} の人たちも、^{ひと} うれしいと^{かん} 感じられること。

(6) すべての^{けんみん} 県民が、^{しょうがい} 障害や^{しょうがい} 障害のある^{ひと} 人のことをよく^{りかい} 理解すること。

^{ちいき} 地域に^す 住んでいる^{ひと} 人が^{たが} お互いに^{ささ} 支え^あ 合いながら、^{しゃかいぜんたい} 社会全体で^と 取り組^く むこと。

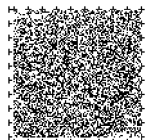


だい じょう けん せきむ 第4条 県の責務

かながわけん 神奈川県がすること



- (1) かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な
かんが かなが だいじ とうじしゃめせん しょうがいふくし とりく おこな
考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」の取組みを行
せきにな
う責任があります。
- (2) かながわけん しちょうそん じぎょうしゃ きょうりよく しょうがい
神奈川県は、市町村や事業者などと協力して、障害や
とうじしゃめせん しょうがいふくし ないよう し とりく
「当事者目線の障害福祉」の内容を知ってもらうための取組みを
おこな
行います。
- (3) かながわけん けんみん じぎょうしゃ いけん き とうじしゃ
神奈川県は、県民や事業者などの意見を聞いて、「当事者
めせん しょうがいふくし よ
目線の障害福祉」をより良いものにしていきます。



だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携

かながわけん しちょうそん きょうりよく 神奈川県が市町村と協力してすること



(1) かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を実現するために、
しちょうそん きょうりよく どりよく
市町村と協力するように努力します。

(2) かながわけん しちょうそん どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
神奈川県は、市町村が「当事者目線の障害福祉」を進めるた
めけいかく た とりく
めの計画を立てたり、取組みをしたりするときに、あどばいす など
をします。

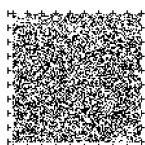
だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務

けんみん じぎょうしゃ 県民や事業者がすること



(1) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ
大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」を知っ
て、そのとりく きょうりよく どりよく
取組みに協力するように努力しなければいけません。

(2) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ しょうがい ひと しゃかい けいざい ぶんか
大切な考え方」を大事にして、障害のある人が、社会、経済、文化
などのいろいろなかつどう さんか どりよく
活動に参加できるように努力しなければいけま
せん。



第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務

障害福祉サービス提供事業者がすること



「障害福祉サービス提供事業者」は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、地域に住んでいる人たちと協力して、地域の社会資源を使って、「当事者目線の障害福祉」を進めるように努力しなければいけません。

【言葉の説明】

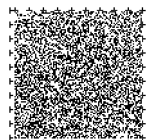
地域の社会資源 … 障害のある人が、地域で暮らすために、使える場所や人を含めたすべてのことです。

第8条 基本計画の策定

基本的な計画をつくること



- (1) 神奈川県知事は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、基本的な計画をつくりまます。
- (2) 神奈川県知事は、1年に1回、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画がどのくらい進んだか、インターネットなどで伝えます。



第9条 基本計画に定める施策

基本的な計画の内容



「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画として、

(1)から(12)の施策を決めます。

【言葉の説明】

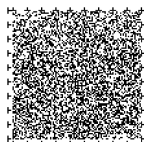
施策 … 計画や取り組みをつくって、実際にすることです。

(1) 障害のある人が、自分の生活に合わせたサポートを受けられる
施策

地域での生活の仕方を選べるようになるための医療(病院)、
介護(介助)、福祉などの施策

(2) 障害のある人が困ったときに話を聞いてもらえるようになる
施策

障害のある人の家族や支援者、地域の人たちなどが、障害の
ある人をサポートしていて困ったときに話を聞いてもらえるよう
にする施策



(3) 障害のある子どもが学べるようにする施策

障害のある人が、いつでも学びたいと思ったときに学べるようにする施策

(4) 障害のある子どもが、家の近くで療育などのサポートを受けられるようにする施策

【言葉の説明】

療育 … 一人ひとりの子どもが、自分らしい生活を送れるようにサポートすることです。

(5) 障害に合わせて働けるようにする施策

会社が障害のある人を雇うことを進めていくための施策

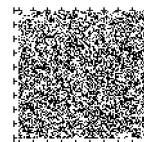
(6) 障害のある人が生活しやすい住宅(住む場所)を用意する施策

(7) 障害のある人が公共の施設(学校や駅や道路など)を使いやすくするための施策

障害のある人の移動をしやすくするための施策

(8) 障害のある人が情報を使えるようにする施策

障害のある人に情報を伝えたり、サポートしたりするための施策



(9) 障害のある人や障害のある人の生活を支える家族のお金などの心配を減らすための施策

障害のある人がお金などに困らないようにする施策

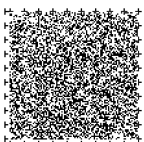
(10) 障害のある人が、文化・芸術（音楽や美術やダンスなど）やスポーツなどの活動に参加しやすくするための施策

(11) 障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするための施策

- ・ 地震や大雨（水害）、津波などの被害から守ること
- ・ 障害のある人を傷つけようとする人から守ること
- ・ 障害のある人が騙されてお金を取られないようにすること

など

(12) 障害のある人が神奈川県庁などに来たときに手続きをしやすくする施策

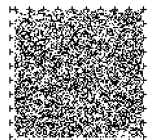


だい じょう い し け っ て い し え ん す い し ん 第10条 意思決定支援の推進

い し け っ て い し え ん と く 意思決定支援に取り組むこと



- (1) 「しょうがいふくし さーび すていきょう じぎょうしゃ障害福祉サービス提供事業者」は、「い し け っ て い し え ん意思決定支援」をするようにどりょく努力しなければいけません。
- (2) かながわけん神奈川県は、「い し け っ て い し え ん意思決定支援」をすす進めるためのじょうほう つた情報を伝えます。
どこにそうだん相談すればよいのか、どんなさぽーとサポートをしてもらえるかなど、あどばいすアドバイスするしく仕組みをつくれます。
- (3) かながわけん神奈川県は、「しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ障害福祉サービス提供事業者」に「い し け っ て い し え ん意思決定支援」のけんしゅう おこな研修を行います。



だい じょう しょうがいしゃ けんりようご 第11条 障害者の権利擁護

しょうがい ひと けんり まも 障害のある人の権利を守ること



(1) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと しょうがいしゃしえんしせつ
障害のある人に関わる人は、障害のある人が障害者支援施設
へるぱー ー さいさーびす ふうしさいさーびす りよう
やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するとき
は、ほんにん きも だいじ
は、本人の気持ちを大事にしなければいけません。

(2) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと いしけつていしえん
障害のある人に関わる人は、障害のある人が「意思決定支援」
のぞ ほんにん きも だいじ いしけつていしえん
を望んだときには、本人の気持ちを大事にして、「意思決定支援」
ができるようにどりよく
努力しなければいけません。

だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいとう きんし 第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止

しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい きんし 障害を理由とする差別、虐待などの禁止



すべての人は、しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつ
ひと しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつ
障害のある人に対して、障害を理由とする差別、
ぎゃくたい たいせつ かんが かた きず
虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。

